

■報告第12号 平成25年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

平成25年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、平成26年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び財源内訳等につきまして議会に報告するものです。

＜参考＞地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

【内容】

主な事業として、平成25年度国の補正予算第1号(好循環実現のための経済対策)に伴う事業や、旧丸山小学校改修事業、津波避難施設整備事業など、計31件・総額11億1,724万円の繰越額となっています。

(「平成25年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり)

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	3,137万6千円	
3. 民生費	1億5,707万6千円	
4. 衛生費	108万7千円	
6. 農林水産業費	9,955万4千円	5,850万0千円
7. 商工費	3,952万5千円	
8. 土木費	2億8,494万1千円	2億859万1千円
9. 消防費	3億6,794万4千円	1億5,981万9千円
10. 教育費	4,613万2千円	4,206万6千円
11. 災害復旧費	8,960万5千円	
計	11億1,724万0千円	4億6,897万6千円

■報告第13号 平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

平成25年度予算において承認のあった簡易水道事業特別会計繰越明許費について、平成26年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び財源内訳等につきまして議会に報告するものです。

＜参考＞地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

【内容】

十川簡易水道統合事業の建設改良費（浄水場築造工事）として、1件・1億1,128万6千円の繰越額となっています。

（「平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額
1. 事業費	1億1,128万6千円
計	1億1,128万6千円